

(仮称) 草津市認知症があっても安心なまちづくり条例
制定の検討について

(仮称) 草津市認知症があっても安心なまちづくり条例

背景

- 昭和40年代の宅地開発等の急激な人口増の影響により、今後、75歳以上となる高齢者の人口が急増する見込みである。
- 認知症の高齢者による徘徊事案等が増加しており、認知症を「我が事」として捉える市民が増加している。
- 認知症が発症すると、周囲との関係が途切れ孤立してしまう事例が多数存在する。
- 地域とのつながり等が認知症ケアにつながることから、認知症の人が継続して社会参加できる地域づくりを進める必要がある。
- 国では、認知症を抱える高齢者の大幅な増加を見据え、省庁間が一体となり認知症への対策を総合的に推進する体制のもと、認知症対策の大綱が今年度6月に取りまとめられた。

(仮称) 草津市認知症があっても安心なまちづくり条例

内容

草津市認知症施策アクション・プランに掲げる、認知症施策に関する基本的な理念や取組の方向性を軸に、関係者等の責務や役割など、認知症の人の意思や家族の思いが尊重され、市の特徴を活かした、条例の制定を検討します。

中でも、認知症を発症してもその有する能力を活かしながら、地域で暮らせる共生社会の構築のために、認知症の人への理解の推進や支え合いのコミュニティづくりの取組の推進、認知症の容態に応じた適切な医療・介護の連携など、地域社会全体で推進できる内容を検討します。また、今年度6月に策定された国の認知症対策の大綱を踏まえた検討を行います。

条例の構成項目案について

- (1) 前文
- (2) 目的 「認知症があっても安心して生活できるまちの実現」
- (3) 定義
- (4) 基本理念
- (5) 市の責務、市民の役割、事業者の役割、地域組織の役割、関係機関の役割
- (6) 市民の理解、地域づくりの推進、医療・介護の連携推進、認知症の予防 等

(仮称) 草津市認知症があっても安心なまちづくり条例

認知症施策推進大綱

「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症の発症を遅らせ、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。こうした基本的な考え方は以下のとおり。

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5. 研究開発・産業促進・国際展開

草津市認知症施策アクション・プラン（第2期計画）

「すべての市民が人として尊重され、一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり」を基本理念とし、「認知症があっても安心して生活できるまちの実現」を目的に、6つの基本目標に基づき進めてきた取組の方向性を条例に反映する。

認知症施策推進大綱および草津市認知症施策アクション・プランの内容において、それぞれ「共生」と「予防」に関する内容や、関係者等の役割について条例に反映する。

(仮称) 草津市認知症があっても安心なまちづくり条例

本市の特徴

- 「草津市健幸都市基本計画」を平成29年3月に策定し、「健幸」を「生きがいをもち、健やかで幸せであること」と考え、健幸都市の実現を目指し全市的に取組を進めている。
- 健康寿命を延伸するための取組を進めており、本市の健康寿命は男性が81.58才、女性が84.97才と、全国平均（男性79.47歳、女性83.84歳）に比べ高い現状にある。
- 「地域サロン」は157団体(約4,300人参加)、「いきいき百歳体操」は119団体(約2,400人参加)あり、市民の健康に対する関心が高く、認知症になってもこれら地域の集いの場へ参加できる地域づくりを進めている。

(仮称) 草津市認知症があっても安心なまちづくり条例

手法

➤ 草津市認知症施策推進会議

本会議を通じて、専門家およびより身近な当事者の視点や意見を聴取しながら条例案の策定に取り組む。なお、認知症施策推進会議については、新たに下記の委員から構成される附属機関とする。

＜草津市認知症施策推進会議の委員構成＞

区分	人数	備考
学識経験者	2名	大学教授
医療関係者	5名	医師2名（うち認知症専門医1名）、歯科医師、薬剤師、保健所
福祉関係者 (地域関係者)	9名	居宅介護支援事業所、訪問看護事業所、施設・居住系サービス事業所、在宅サービス事業所、成年後見センター、草津市社会福祉協議会、草津市民生委員児童委員協議会、認知症の人と家族の会、草津市まちづくり協議会
公募市民	4名	

➤ アンケートおよび聞き取り調査

認知症の本人、家族の思い、また、一般市民の認知症に対する認識を把握し、条例制定を検討していく基礎データとするためアンケート等調査を実施する。

(仮称) 草津市認知症があっても安心なまちづくり条例

スケジュール

- **令和元年5月～8月**
※令和元年6月 骨子案の検討（アンケート・聞き取り調査の実施）
国の認知症対策の推進大綱が示される予定
- **令和元年6月～11月** 認知症施策推進会議（諮問 ▶ 検討 ▶ 答申 3回）
- **令和2年1月～2月** パブリックコメントの実施
- **令和2年3月** 認知症施策推進会議（最終報告）
- **令和2年6月** 「(仮称) 草津市認知症があっても安心なまちづくり条例案」の提出
- **令和2年7月** 条例施行（予定）